

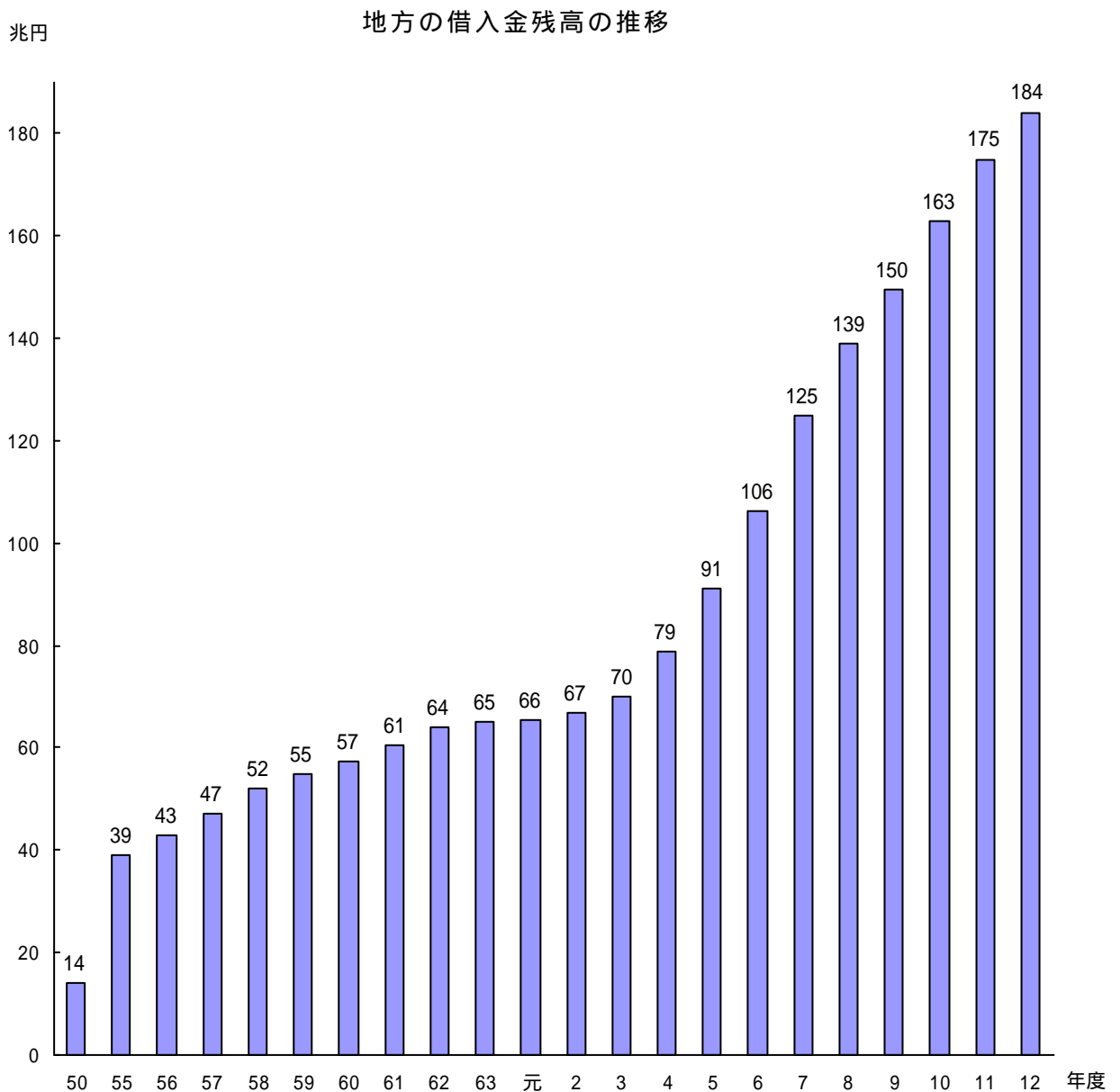
1 地方財政の現状

- 地方財政は危機的な状況 -

(1) 巨額の財源不足

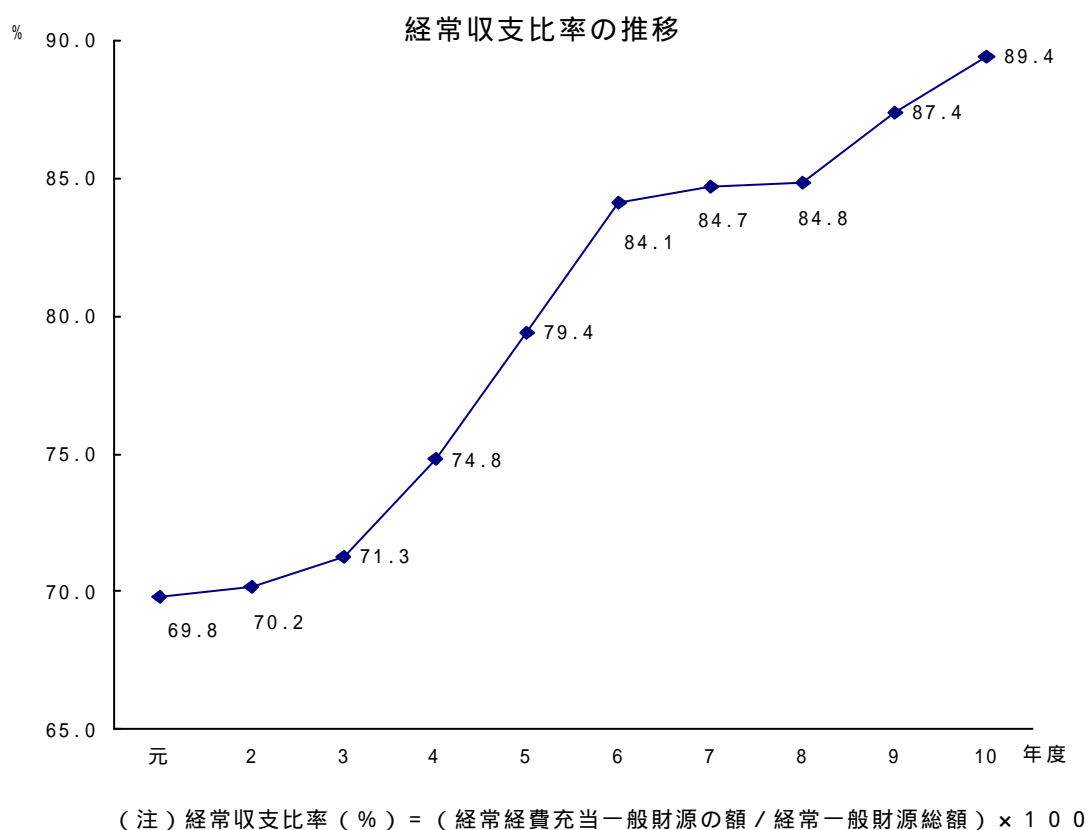
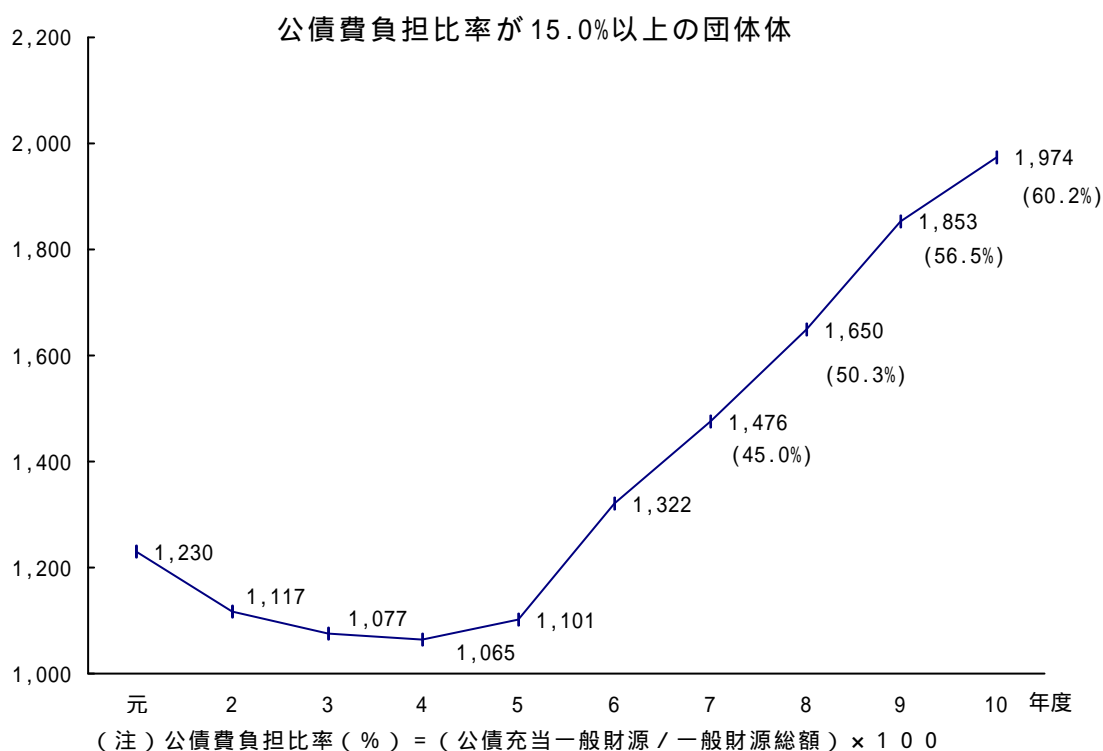
平成 8 年度当初	8 兆 7 千億円 (通常収支 5.8 兆円、減税分等 2.9 兆円)
平成 9 年度当初	5 兆 9 千億円 (通常収支 4.7 兆円、減税分等 1.2 兆円)
平成 10 年度当初	5 兆 4 千億円 (通常収支 4.6 兆円、減税分等 0.8 兆円)
平成 11 年度当初	13 兆 1 千億円 (通常収支 10.4 兆円、減税分等 2.7 兆円)
平成 12 年度当初	13 兆 4 千億円 (通常収支 9.9 兆円、減税分等 3.5 兆円)

(2) 多額の借入金残高



平成 1 2 年度の数値は当初ベースの見込値である。

(3) 個別団体の財政硬直化



(4) 今後も増大する財政需要

- ・ 少子・高齢化社会に対応した総合的な地域福祉施策の充実。
- ・ 廃棄物・ダイオキシン対策等の環境対策の強化。
- ・ 住民に身近な社会資本整備や災害に強い安全なまちづくりの推進。
- ・ 景気対策のために発行した地方債等の元利償還金の増嵩。

2 地方税関係

(1) 地方の歳出と税収の大きな乖離

歳出合計額 156.4兆円 (平成10年度)

地方の歳出 63.0% 98.5兆円	国の歳出 37.0% 57.9兆円
-----------------------	----------------------

租税総額 87.1兆円 (平成10年度)

地方税 41.2% 35.9兆円	国税 58.8% 51.2兆円
---------------------	--------------------

・最終支出ベースで地方と国の比率が概ね2:1に対し、租税収入の配分においては地方と国の比率は、概ね2:3と逆転しており、大きな乖離が存在している。

(2) ゴルフ場利用税の堅持

- ・ ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在地方公共団体の貴重な財源
- ・ ゴルフ場周辺の道路整備・環境対策等地方公共団体の各種行政サービスは、主としてゴルフ場利用者が享受

都道府県のゴルフ場に係る主な行政サービス

開発許可関係	開発許可事務
環境衛生関係	食品営業許可事務、食品衛生監視事務、 公衆浴場営業許可・立入検査事務
環境対策関係	環境影響評価事務、農薬被害防止指導事務
防災関係	河川改修、砂防工事
道路整備関係	県道新設、県道維持管理

地方税収入に対するゴルフ場利用税交付金の割合が高い市町村(上位10団体)
(平成10年度分)

(単位:百万円)

区分 団体	ゴルフ場利用 税交付金 A	地方税収入 (Aは含まない) B	A/B (%)
A	64	192	33
B	124	375	33
C	104	339	31
D	400	1,399	29
E	81	285	29
F	65	257	25
G	36	144	25
H	359	1,444	25
I	223	926	24
J	38	162	24

(注) 平成10年度「市町村別決算状況調」による。

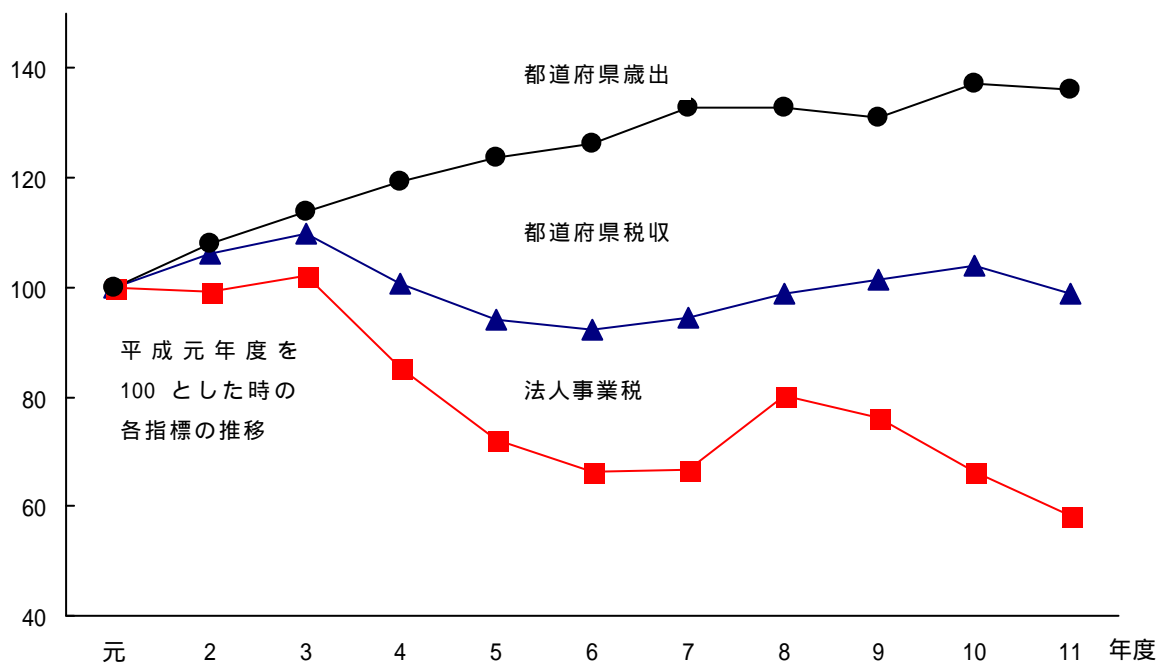
平成10年度ゴルフ場利用税収入額は923億円、市町村交付金額は644億円。

(3) 法人事業税への外形標準課税の導入

外形標準課税導入の意義

- ・ 公平な税負担の確保
- ・ 経済の活性化、経済構造改革の促進
- ・ 受益に応じた薄く広い税負担
- ・ 地方分権を支える安定的な地方税源の確立

都道府県歳出、都道府県税収、法人事業税の推移



(注)平成元年度から平成10年度までは決算額、平成11年度は決算見込額。